



# 長野県報

3月11日(月)  
平成25年  
(2013年)  
第2452号

## 目 次

### 告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可（生活排水課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（9件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施設要件の変更予定（森林づくり推進課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	7

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（県民協働・NPO課）	7
一般競争入札（水大気環境課）	8
一般競争入札（2件）（建設政策課技術管理室）	10
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	11
一般競争入札（生活排水課）	12

## 告 示

### 長野県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐久平デンタルクリニック	佐久市佐久平駅南11-10 イオン佐久平店	平成25年3月1日
フォレスト薬局	上田市塩川1362-1	平成25年3月1日
ヨコイ眼科	茅野市宮川4470	平成25年1月1日

#### 2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指 定 年 月 日
東信医療生活協同組合	上田市上塩尻393番地1	上田生協訪問看護ステーション	上田市上塩尻393番地1	平成25年3月1日

地域福祉課

**長野県告示第103号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一  
診療所

名称	所在地	廃止年月日
ヨコイ眼科	茅野市宮川4470	平成24年12月31日

地域福祉課

森林づくり推進課

**長野県告示第104号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施行者の名称

松川町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

松川都市計画下水道事業 松川町公共下水道

## 3 事業施行期間

平成5年2月18日から

平成32年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

森林づくり推進課

**長野県告示第105号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市川岸字堺久保大久保岩久保5680（次の図に示す部分に限る。）、字柳久保6226の1、6228の8、6229の1、6229の2、6230の1、6231から6237まで、6239、6241から6245まで、6246・6247（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、6248から6250まで、6251のイ、6251のロ、字東ノ入6449

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長野県告示第106号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

須坂市大字塩野字塩名1208の2、1209の2（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第107号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

伊那市手良野口2123、2124、2126の1、2126の2、2128から

2130まで、2131のイ、2131のロ、2132から2135まで、2140から2148まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第108号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

茅野市宮川字下ノ手4181の39・4181の41・4181の43（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第109号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

小県郡青木村大字田澤字洞沢377の2、381の1、381の3、382、383の1、383の3、384の1、384の3、385の1、385の3、385の4、386の1、386の3、387の1、387の3、388の1、388のロ、字伊吾沢394から396まで、398、399の1、399の2、400、401、402の1、402の2、403の1、字洞沢山429、430の1、430のイ、431、432の1、432の2、433の1から433の3まで、433のイの1、434

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字洞沢381の1、381の3、382、383の1、383の3、384の1、384の3、385の1、385の3、385の4、386の1、386の3、387の1、387の3、388の1、388のロ、字伊吾沢394、395、399の2、401、402の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第110号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字西林3795のイ、3795のロ、3796から3799まで、字山越3830

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第111号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町吾妻1567の59（次の図に示す部分に限る。）、  
1567の60、1567の61、1567の77

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

吾妻1567の60、1567の61、1567の77

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第112号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡朝日村大字古見字上耕地1106、1115、1118から1120まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第113号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

埴科郡坂城町大字上平字小網2397の1、2694の41

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第114号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下高井郡木島平村大字上木島字糠平4366、4368、4375、大字往郷字中山5883のイ、5883の2、5884のイ、5884のハ、5885のイ、5885のハ、字計見山8040の343から8040の347まで、8040の422、8040の430、8040の431

## 2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第115号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

御園(1)、御園(2)、御園(3)、御園(4)、御園(5)、御園(6)、御園(7)、御園(8)、山寺(1)、山寺(2)、山寺(3)、山寺(4)、山寺(5)、山寺(6)、山寺(7)、山寺(8)、山寺(9)、山寺(10)、山寺(11)、山寺(12)、山寺(13)、山寺(14)、山寺(15)、山寺(16)、山寺(17)、山寺(18)、坂下(1)、坂下(2)、坂下(3)、坂下(5)、与地(3)、与地(4)、与地(5)、中条(1)、中条(2)、上戸、羽広(1)、羽広(2)、羽広(3)、羽広(4)及び大泉新田

## 2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第116号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1(1) 土砂災害警戒区域の名称

正の平(1)、正の平(2)、根曾1、根曾2、木曽駒高原2、大原1、大原2、大原3、大原4、大原4-2、大原5、大原6、大原7、大原8、大原9、木曽駒高原3、木曽駒高原4、木曽駒高原5、木曽駒高原6、木曽駒高原7、木曽駒高原8、木曽駒高原9、木曽駒高原10、木曽駒高原11、木曽駒高原12、木曽駒高原13、木曽駒高原14、木曽駒高原15、木曽駒高原16、木曽駒高原17、木曽駒高原18、木曽駒高原19、木曽駒高原20、木曽駒高原21、木曽駒高原22、木曽駒高原23、木曽駒高原24、木曽駒高原25、木曽駒高原26、正沢堰堤下1、正沢堰堤下2、正沢堰堤上1、正沢堰堤上2及び正沢堰堤上3

## 2(2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧木曽福島町）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 2(1) 土砂災害警戒区域の名称

正沢原3号及び正沢原4号

## 2(2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧日義村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3(1) 土砂災害警戒区域の名称

恩田(3)は、恩田(4)N、恩田(5)M、恩田(6)E、恩田(7)に、恩田(8)に、恩田(9)ろ、恩田(10)ろ、恩田(11)ろ、恩田(12)ろ、恩田(13)ろ、恩田(14)ろ、恩田(15)ろ、恩田(16)ろ、恩田(17)ろ、恩田

(18)は及び恩田(19)は

## (2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧開田村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 4(1) 土砂災害警戒区域の名称

上垂1、上垂2、上垂3、上垂4、上垂5、上垂6、上垂7、本洞浄水場上、牧1、牧2、牧3、牧4、牧5、牧6、西洞1、西洞2、東又上1、東又上2、梓本1、梓本2、中切上、中切下、中切諸洞、野口上、野口下、下殿1・2組1、下殿1・2組2、下殿覚明下、大島ダム横、町営住宅下1、町営住宅下2、町営住宅下3、学校線下、黒沢県道上1、黒沢県道上2、小学校下、下殿5組、下殿一本桜、下殿7組1、下殿7組2、上条1、上条2、桑原上、橋渡1、橋渡2、三尾村沢上、日向1、日向下村1、日向下村2、日向下村3、日向下村4、日向中組上、日向2、日向3、日向入口上、越立上、三尾橋右岸上、黒田台ヶ峰線入口上、尾尻平下、樽沢1、樽沢2、尾羽林1、尾羽林2、尾羽林3、釜沼1、釜沼2、釜沼3、沢渡下、沢渡1、沢渡2、藪原1、藪原2、藪原下、御岳発電所上、三津屋若宮下、三津屋本洞下、三津屋上、田中上、栩山1、栩山2、栩山3、栩山山田上、登山口1、登山口2、荻ノ島1、荻ノ島2、白川下、千本松2号、八海山、松尾滝1号、松尾滝2号、松尾滝3号、大祓滝1号、大祓滝2号、日の出滝1号、日の出滝2号、赤岩巣、天昇殿、屋敷野1号、屋敷野2号、屋敷野3号、正ノ越、白崩1号、白崩2号、白川原、白川、白川西野川、井原、井原中黒、野中、倉本、瀬戸ノ原、沢頭1号、沢頭2号、大洞、上大洞及び大島

## (2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧三岳村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第117号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

御園(1)、御園(2)、御園(4)、御園(5)、御園(6)、御園(7)、御園(8)、山寺(1)、山寺(2)、山寺(4)、山寺(5)、山寺(6)、山寺(7)、山寺(8)、山寺(9)、山寺(10)、山寺(11)、山寺(12)、山寺(13)、山寺(14)、山寺(15)、山寺(16)、坂下(1)、坂下(2)、坂下(3)、坂下(5)、与地(3)、与地(4)、与地(5)、中条(1)、中条(2)、上戸、羽広(1)、羽広(2)、羽広(3)及び羽広(4)

## 2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

#### 1(1) 土砂災害特別警戒区域の名称

正の平(1)、正の平(2)、根曽1、根曽2、大原2、大原3、大原4、大原5、大原6、大原7、大原8、大原9、木曽駒高原4、木曽駒高原9、木曽駒高原10、木曽駒高原12、木曽駒高原13、木曽駒高原15、木曽駒高原16、木曽駒高原18、木曽駒高原20、木曽駒高原21、木曽駒高原23、木曽駒高原24、木曽駒高原25、木曽駒高原26、正沢堰堤下1、正沢堰堤下2、正沢堰堤上1及び正沢堰堤上2

#### 1(2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧木曽福島町）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

#### 2(1) 土砂災害特別警戒区域の名称

正沢原4号

#### 2(2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧日義村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

#### 3(1) 土砂災害特別警戒区域の名称

恩田(4)N、恩田(5)M、恩田(8)に、恩田(11)ろ、恩田(13)ろ及び恩田(17)ろ

#### 3(2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧開田村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

#### 4(1) 土砂災害特別警戒区域の名称

上垂1、上垂2、上垂3、上垂4、上垂5、上垂6、上垂7、本洞浄水場上、牧1、牧2、牧3、牧4、牧5、牧6、西洞1、西洞2、東又上1、東又上2、梓本1、中切上、中切下、中切諸洞、野口上、野口下、下殿1・2組1、大島ダム横、町営住宅下3、学校線下、黒沢県道上2、小学校下、下殿5組、下殿一本桜、下殿7組1、下殿7組2、上条1、上条2、桑原上、橋渡1、橋渡2、三尾村沢上、日向1、日向下村1、日向下村2、日向下村3、日向下村4、日向中組上、日向2、日向入口上、越立上、三尾橋右岸上、黒田台ヶ峰線入口上、尾尻平下、樽沢1、樽沢2、尾羽林1、尾羽林2、尾羽林3、金沼1、金沼2、金沼3、沢渡下、沢渡1、沢渡2、藪原1、藪原2、藪原下、御岳発電所上、三津屋若宮下、三津屋本洞下、三津屋上、田中上、栩山1、栩山2、栩山3、栩山山田上、荻ノ島1、荻

ノ島2、白川下、八海山、松尾滝1号、松尾滝2号、大祓滝1号、日の出滝1号、赤岩巣、天昇殿、屋敷野1号、正ノ越、白崩1号、白川原、白川、井原、倉本、沢頭1号、沢頭2号、大洞、上大洞及び大島

#### (2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧三岳村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

#### 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第119号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

#### 1(1) 土砂災害警戒区域の名称

桂木沢

#### 1(2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧開田村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

#### 2(1) 土砂災害警戒区域の名称

下川戸頭川、上川戸頭川、藤掛川、東洞川、東洞川2、ミズカド沢、マツサ、尾尻平川、大沢、樽沢、入川樽沢川1、入川2、釜沼沢、沢渡川、葦沢川、ゴウロ沢、本社上沢、小坂沢川、川戸沢川、荻の洞川、一ノ沢川、下ノ沢川2、オコシノ沢、上の沢川、浦沢川、木樽沢川、松尾滝沢、岩井ノ沢川、ロ組の沢、白崩川、倉本大沢川、鹿ノ瀬川、小奥川、沢頭沢、沢頭川、川原上沢、野中沢、薬師沢、大窪沢、坂本沢、上大洞沢、中大洞沢、下大洞沢、野口川、西洞、森の沢、イヲツリ川、本洞川、タットボラ、小畠、道上、寺沢川1、寺沢川、中切沢、諸洞1、諸洞川、諸洞2、宮ノ沢、黒羽、合戸沢川、トヤモレ川、テラウラ、松洞沢、川戸洞沢、小林洞沢、万戸洞沢、万戸洞川及び田口洞川

#### 2(2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧三岳村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第120号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

## 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の名称

桂木沢

## (2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧開田村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の名称

下川戸頭川、上川戸頭川、藤掛川、東洞川、東洞川2、ミズカド沢、マツサ、尾尻平川、大沢、樽沢、入川樽沢川1、入川2、釜沼沢、沢渡川、葦沢川、ゴウロ沢、本社上沢、小坂沢川、川戸沢川、荻の洞川、一ノ沢川、下ノ沢川2、オコシノ沢、上の沢川、浦沢川、木樽沢川、松尾滝沢、岩井ノ沢川、口組の沢、白崩川、倉本大沢川、鹿ノ瀬川、小奥川、沢頭沢、川原上沢、野中沢、薬師沢、大窪沢、坂本沢、上大洞沢、中大洞沢、下大洞沢、野口川、西洞、森の沢、イヲツリ川、本洞川、タットボラ、小畠、道上、寺沢川1、寺沢川、中切沢、諸洞1、諸洞川、諸洞2、宮ノ沢、黒羽、合戸沢川、トヤモレ川、テラウラ、松洞沢、川戸洞沢、小林洞沢、万戸洞沢及び田口洞川

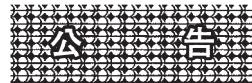
## (2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧三岳村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するところ

**砂防課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

## 1 申請のあった年月日

平成25年2月25日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフデザインセンター

## 3 代表者の氏名

久島和子、高橋卓志、吉田由美子

## 4 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀緑町3036番地2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、市民が幅広い選択肢の中から自分の生き方を選択し、最期に至るまでの決定を自らの手で行い、今を充実して生きることに必要な支援をすると共に、自立した市民同士が助け合う成熟した市民社会を構築するために寄与することを目的とする。

**県民協働・NPO課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

## 1 申請のあった年月日

平成25年3月1日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人小布施町シニアの会

## 3 代表者の氏名

児島昭

## 4 主たる事務所の所在地

上高井郡小布施町大字北岡字松葉344番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の介護者および要介護者に対して、介護サービスおよび介護関連の情報を提供すると共に、介護事業の質的向上を図るために活動を行い、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

**県民協働・NPO課**